議案第66号

さぬき市個人情報保護条例の一部改正について

さぬき市個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

さぬき市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さぬき市個人情報保護条例(平成17年さぬき市条例第7号)の一部を次のように 改正する。

第2条中第6項を第10項とし、第5項の次に次の4項を加える。

- 6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項 に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、 又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するも のとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録され ているものに限る。
- 9 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第6条第4項中「(以下「特定個人情報」と総称する。)」を削り、同項第2号中「特定個人情報が」を削る。

第7条の見出しを「(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。 以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のため に必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困 難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における 特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録 を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保 有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人 又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この 限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、

保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を 特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、 特定個人情報を提供してはならない。

第8条第1項中「保有個人情報を」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。 以下この項において同じ。)を」に、「き損」を「毀損」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。
 - (1) 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人 又は本人の委任による代理人
 - 第15条第2項及び第16条中「代理人」を「法定代理人等」に改める。
 - 第22条中「すべて」を「全て」に改める。
- 第23条第1項及び第33条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。
- 第34条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。
 - (1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先
 - (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する 記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)
- 第35条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」 に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己又は死亡した者を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
 - (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第

- 20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法 第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている とき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の 提供の停止

第36条第1項第2号中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次 条及び第38条において同じ。)」を加える。

第46条第1項中「交付」の次に「(以下「閲覧等」という。)」を、「場合」の次に「における保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の閲覧等」を加え、同条第4項中「第35条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条第1項の改正規定 (「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)及び 第22条の改正規定 公布の日
- (2) 情報提供等記録に関する部分の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第67号

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年さぬき市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 附則第16項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」 に改める部分に限る。) 平成28年1月1日 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

さぬき市手数料条例の一部改正について

さぬき市手数料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

さぬき市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市手数料条例(平成14年さぬき市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中46の項を47の項とし、12の項から45の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次の1項を加える。

1 2	行政手続における特定の個人を識別するための番号	1枚につき	5 0 0
	の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)		
	第7条第1項に規定する通知カードの再交付		

第2条 さぬき市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表11の項を次のように改める。

1	1	行政手続における特定の個人を識別するための番号	1枚につき	8 0 0
		の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以		
		下「番号法」という。) 第2条第7項に規定する個人		
		番号カードの再交付		

別表12の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号)」を「番号法」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第69号

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業の設置等に関する条例を別紙のとおり改正することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議 会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業の設置等に関する条例(平成14年さぬき市条例第194号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第22号を第23号とし、第5号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 血液内科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、字の 区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

字界変更調書

1. さぬき市寒川町石田西字上山田に編入する区域

(大字)	字	地番	凡例番号
石田西	下山田	2305の1の一部、2305の2の一部、 2306の一部、2307の1から2307 の5までの一部 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である市有地の全部並びに2230の12に 隣接する道路の全部、字上山田2348の2 に隣接する水路である市有地の一部	① 3, 476 m²

2. さぬき市寒川町石田西字下山田に編入する区域

(大字)	字	地番	凡例番号
石田西	上山田	2348の2の一部	② 1. 7 4 m²

「上記地番は、平成27年7月10日現在の登記簿による。」

議案第71号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 譲渡する財産の表示 別紙のとおり(旧小田小学校跡地)

2 譲渡価格 一金10,000,000円

3 譲渡の相手方 所在地 香川県高松市城東町1丁目1番46号

名 称 社会福祉法人守里会

理事長 松 木 香 代 子

譲渡する財産の表示

土地

所在地	地目	地籍(m²)
さぬき市小田字浦1684番1	宅地	279.67
さぬき市小田字浦1686番	宅地	3 1 2 . 1 6
さぬき市小田字浦1687番	宅地	3,627.61
さぬき市小田字浦1687番2	宅地	2 2 6 . 9 0
さぬき市小田字浦1690番	雑種地	357.00
さぬき市小田字中西1741番1	宅地	1,499.31
さぬき市小田字中西1741番4	宅地	3 9 6 . 5 8
計	6,699.23	

建物

所在地	種別	延床面積(m²)
さぬき市小田字浦1687番	校舎棟①	808.00
さぬき市小田字浦1687番	校舎棟②	660.00
さぬき市小田字浦1687番	屋内運動場	585.00
さぬき市小田字浦1687番	校舎棟③	6.00
さぬき市小田字浦1687番	給食場	101.00
さぬき市小田字浦1687番	校舎棟④	6.00
さぬき市小田字中西1741番4	特別教室棟	4 2 6. 0 0
さぬき市小田字中西1741番4	体育倉庫	46.00
計	2,638.00	